

訓読・諏訪大明神絵詞（一）

山下正治

解題

社寺の起源、由来や靈験を記した文献を縁起と称しているが、これはその名称のとおり、長野県の諏訪大社の縁起である。本文中に「絵在之」と記すにとどまっているが、本来は詞書と絵からできていたが、絵の部分がなくなってしまい、現在は詞書のみが伝わっている。別名『諏訪絵詞』、『諏訪大明神御縁起次第』ともいわれる。

著者は、今井廣龜氏の調査によれば諏訪円忠で、諏訪上宮大祝家神氏の庶流の小坂氏の出身である。永仁三年（一二九五年）に生まれ、貞治三年（一三六四年）に七十歳で没している。庶流となつたのは曾祖父のところからのようであり、鎌倉に仕え、諏訪十郷の一つである小坂郷を領して小坂左近将監といった。小坂については、北信濃・更科部四宮庄の近隣桑原村小坂であるとの説もある。建武二年（一三三五年）、中先代の乱で神氏一族が全滅している。四十二歳で諏訪上社執行、四十三歳で寺社奉行、四十四歳で天竜寺造営奉行となり大進房とも称した。鎌倉幕府に仕えていたころの内容ははつきりしない。

縁起の成立は跋文によれば延文元年（一二五六年）で、製作の動機は、『諏訪社祭絵』が先年紛失したことから、これを再興する為であったと

円忠が述べている。内容は「縁起」が五巻に「諏訪祭」が七巻で、「諏訪祭」は絵詞の成立当時の祭祀がよく理解できる資料となつていて。『絵詞』の外題が後光厳天皇の宸筆で、奥書が足利尊氏、詞書と絵は当時の第一流の書家や絵師によるものであり、円忠の文化人としての交際の広さがうかがわれる。もとより、万孫までも伝えんが為のものであり、円忠の情熱が感じられるものであるが、この縁起は京都の諏訪氏に伝えられた。

凡例

1 本編は権祝本『諏訪大明神畫詞』に基づいて、翻刻と、その訓読体のテキスト化を目指した。以下留意点を記す。

1 原典の風格を重んじ、且形体を重視して各行ごとの翻刻に統一した。（行ごとの数字を頭に付した。）

2 原典の漢字は基本的に旧漢字体であるが、訓読の便のために原則として通用体に改めた。

3 原典のかな遣いは歴史的仮名遣いである故に原則に従い表記した。

4 原典に施されたルビはカタカナで傍書した。なおひらがなによるルビは訓読の便宜として私案をもって施したものである。

5 送りがな部は原典の表記を重視したため、若干不統一が生じている。なお補入すべき表記は本文中に（ ）を用いて明らかにした。

6 「其」「此」「是」「比」の指示語は全てかな書きに改めた。

二、参考テキスト

続群書類從本、諏訪資料叢書本

一 諏方大明神繪詞

二 一卷 縁起上繪 中務少輔隆盛

三 詞 奥 近衛右大臣 宮内卿行忠朝臣 兼草 (章)

初段

四 それ日本信州に一つの靈祠あり。諏方大明神これなり。神降の

五 由來、その義遠し。竊かに國史の所説を見るに『旧事本紀』に云ふ、

六 天照大神みことのりして、經津主の神、武甕槌の

七 鹿嶋社神、一柱の神を出雲国へ降し奉りて、大己貴の和州三輪命に

八 向ひて宣はく、葦原の中津国は我が御子の知らすべき國なり。汝、

九 国を以て天照大神に奉らんや。大己貴の命申さく、吾が子事代主の

十 若神に問ひて返事申さんと申す。事代主の神申さく、我が父

宣わく

二段

十一 正に去り奉るべし。我違ふべからずと申す。又申すべき我が子あり

や、又我が子建御名方神、千引の石を手末に捧げ来りて申さく

十三 誰れ、この我が國に來たりて忍び忍びにかく云ふは、而して力競べ

せんと思ふ。先づ、

十四 其の御手を取りて即ち、氷り成立て、又剣を取り来て科野の国洲羽

の

十五 海に至る時、建御名方の神申さく、我れこの國を除ひて他處に(不)

十六 行かじと云々。これ則ち垂迹の本縁なり。これより以降靈場を示し

て瑞籬を

十七 押し開き給ひて、承和の明時に爵一級を奉り給ひしより、寛平・天

の慶に

十八 至りて既に極は位を授けられましましき。去れば式内の大神として

案上の

十九 礼奠これ嚴重なり。王城擁護の誓願のみにあらず武関鎮

二十 守の靈驗あるが故に、上下尽敬の誠をいたし、夏夷尊崇の

三 志を同じくす。暫く画図ノ功をかりて聊か奇特の瑞を顯わすとなり。

絵在之

三 神代の事は幽邈にして図絵も及ばず、當社明神の化現は人

四 皇十五代神功皇后元年辛巳の事なり。同年三月神教ありて、

五 皇后松浦の縣に至り給ふ。官軍は纔かに三百七十余人、乗

六 船四十八艘なり。異敵は既に五十万人、乗船十万八千艘と

七 聞こゆ。千万倍が一なり。力を以て争うべからずとて、先づ誓約の

八 御占あり、御髪を海に浮かべ給へば只二つに分ち、又細き針を浪に

九 なげ給へば則ち、鯢鰐を釣り得給ふ。吉兆祈るが如し。又虚空よ

り

十 海上に両将化現す。各一剣を横たへて弓箭を負ふ

弓箭立

十一 始めて定めりおよそ、甲冑を帶する勢ひ、氣力の長たる、その勇める顔色

十二 鬼神の如し。その怒れる眦、明星に似たり。よつて棟梁の臣

十三 武内宿祢奏聞を経て、その故を問ひ給ふ。君、他の州へ發向の間

十四 天照大神の詔勅によつて諏方・住吉二神守護の為に參すと答へ

十五 給ふ。皇后大きに喜び、則ち錦座を両神に与え、雪膳を花船に

十六 供へ雲帆に幣帛を捧げ、帰敬二心なし。その中に又妖

十七 艷の媚たるあり。高知尾豊姫と号す。蝶羽一箭の上に坐し

十八 ながら鳳綸を書いて、竜宮へ遣す。海主大きに驚きて勅命に

十九 応じて満千の両珠を捧ぐ。御願成就の瑞相嚴重の由、君

二十 臣共に欣悦す。

三段

絵在之

二十一 さて同じき十月新羅へ御発向の時、孕る子に私の言を含め給ひて暫

く出

三 生を止どめんが為に白石を御蓑衣に挿み、益男の兒を仮り、
四 既に黄金の甲冑をめし、錦の旗、玉の蓋きぬがさを指させて龍頭鷲首の

五 罂船に召す。この時神兵雲霞の如く化現す。又神樂の歌舞に
六 応じて龍宮の船頭安曇磯良丸浪衣を頸に着て靈龜に乗り

七 罂て参向して御舟を漕ぐ。数艘の兵船四方を囲み奉て諏方

八 罂住吉二神、穀葉カチノハ、松枝の旗を上げて先陣に進み給へば群鳥

九 罂虚空に飛びかけり、大魚波に浮かび出でて兵船を守りて忽に異
轟鳥

十 罂域に至る。船師海に満ち、旗旌目キセイを曜かす。地祇振動し鐘鼓鳴

十一 罂動して山川悉く震え、両神旗を翻す事、稻麻に似たり。

十二 罂先づ、干珠を投ぐれば濱溟皆、干渴となる。異賊悦びて陸地に

十三 罂取り上がりて戦たたかひを致せば、官軍いんぐん弥勝やしかつに乗る。その後、又満珠を

十四 罂投ぐれば凶賊皆海底に沈む。剩あまご塩差し上りて新羅海ダイ内と

十五 罂吾なる。一天闇々として日月光りを陰す。神風セン戦せん々として官軍又

十六 罂色を増す。新羅王の云はく、これ只事に非ず、海東に國あり日本と

十七 罂吾云ふ。聖王あり天皇と号す。その國の神兵なり、兵つぱものを上げて防ぐべ
か

十八 罂らずとて、彼王自ら面縛せられて帰降す。又土卒図籍宝

十九 罂貨を捧げて皇船の前に蹲踞す。加之よこなはず、毎年の朝貢怠りなく

二十 罂本朝の皇化に隨ふべき由、頭かぶを叩いて懇ろに誓をなす。これを則ち

二十一 罂見聞して高麗・百濟の二王いまだ戦わざるに帰伏す。誓約の趣おもむき

二十二 罂前のごとし。又三韓カタの中間寛巖山に五丈の黒き巖あり。高良大

二十三 罂菩薩、御弓の弭にて碑文日本の大なり云々書き給ふ。神変不思議なれば入

二十四 罂木の勢ひいまだ消えずとかや。三韓委く平げて同じき十二月皇后御

二十五 罂帰洛の後、筑紫の蚊田ハカタにて応神天皇降誕し給ふ。八幡大菩薩

二十六 罂これなり。皇道の太平は諸神一同の守護なりと云へども異賊征伐は

専ら

一 宅当社の靈験なり。その旨具に二神詫談記江輔卿筆跡並びに高良の

二 突縁起等に見えたり。

充 絵在之

四段

吉 されば皇后御帰朝の後、摂州広田の社に鎮座の時、五社を建立せ

巳 らる。所謂、本社皇后八幡大菩薩心神諏方住吉二神及び八祖皇后

午 持護宮これなり。就中毎年正月九日、村民門戸を閉ぢて、出入をやめ

未 て諏方

未 社の御狩と号して山林に望みて狩獵を致す。猪鹿一つを得ぬれば

未 歯則ち殺生を止め、西宮の南宮に本地菩薩十輪等安立す手向け奉る。礼奠

未 今に断絶せず。一ヶの諦貢外宮の生贊本誓に違わず、八幡

未 大菩薩・諏方・住吉同躰の由来ありと申すは、この謂なり。又用明

未 天皇の御

未 宇、聖徳太子、蘇我馬子大臣に仰せて、今の『先代旧事

未 本紀』十巻を撰せられる。第三の巻には専ら当社明神の本縁分明な

未 事

充 絵在之

五段

巳 持統天皇五年八月一日、勅使を発遣して信州須波水内

巳 神等を祭る由、日本記第三十巻に載せたり。これ則ち当社祭の始め

巳 前のごとし。又三韓カタの中間寛巖山に五丈の黒き巖あり。

巳 菩薩、御弓の弭にて碑文日本の大なり云々書き給ふ。神變不思議なれば入

巳 木の勢ひいまだ消えずとかや。三韓委く平げて同じき十二月皇后御

未 帰

未 洛の後、筑紫の蚊田ハカタにて応神天皇降誕し給ふ。八幡大菩薩

未 これなり。皇道の太平は諸神一同の守護なりと云へども異賊征伐は

未 金て偏へに菩薩を願ひ給ふ。天平神護元年正月紫雲のたなびく所を

未 投げ捨

六 尋ねて摶州勝尾寺によぢ登りて本願善仲・善算_{字出雲法}

七 両上人に隨ひて出家受戒をとげ給ひて開成と号す。登山の最初二聖

八 礼盤を下りて皇子密語流涕す。旧識に遇ふが如し。皇子は

九 本有五智を証し、法雷を五種に振ひ給へしと印証す。又二聖兼て金

十 字大般若經書写の願有りて啓白の日、曇り雨俄に起りて霹靂^{ペキリ}忽ちに

十一 下る。則ちその地を撰び給ひて最勝峯これなり。又夢中に大黃牛常

十二 行道すと見る所に、紙麻^{ウエ}を植えて四壁の上に網を張り、禽獸に踏ま

十三 せず

十四 年月積もりて紺帝終に成る。開成に授けて神護慶雲^{ニミ}

十五 各年に両聖肉身を改めず草座に乗りて西天に飛行す。不思

十六 議なりし事なり。

十七 絵在之

七段

十八 皇子先師の願を果さんとて金泥淨水を求め給ひしに、七日祈

十九 誓の功に答へて五更^{カツ}に靈夢の告げあり。容儀並びなく衣冠正

二十 しき貴人來たりて石壇に坐して金丸^{長子}を青綿に裏て

二十一 献す。拜領してその号を問ひ給へば偈頌あり。得道來不動法性

二十二 示八正道垂權迹皆得解脱苦衆生 故号八幡大菩薩と云々

二十三 その後又夢中に形夜叉の如くして北方より飛び來つて小陶器に水を

二十四 献すとて、吾は信濃國諷方南宮なり。八幡大菩薩の嚴紹によりて

二十五 白鷺池の水を汲みて来るなりと称す。彼の水池は十六会のその一つ

なり。大菩薩の

二十六 教勅も故あるをや。夢覚めて傍らを見れば、金丸は机の上にあり、

二十七 研水は

二十八 陶器に満つ。金水祈り得て、彼の桂の木の洞にこもり居て、宝龜

二十九 元年正月八日に筆を立て、同じき六年七月に書功終に畢りぬ。六ヶ

三十 年の

一〇 間に一部六百卷書写し給ひしに、金水共に無尽無余なり。冥^{ミヤウ}

一一 衆の感應權者の奇特、筆も及びがたし。

一二 絵在之

八段

一三 皇子写經中に魔障靈夢あり、八面八臂の惡鬼数千の眷

一四 屬を引卒して手毎に紺紙を持ちて山林に引き散らすとなり。荒

一五 神の仕業なりと知りて祭らんとするに才覚なし。樹上に鳥二つ来て

一六 口より書を落とす。披見すれば祭文祭記等なり。両通の指南を以て

八

一七 二種の礼奠を備て如在^{シヨサイ}の祭祀をいたさる。荒神供と云事、この時はじ

一八 ま

一九 れり。修善の魔障は權化の人も犯^{キガシ}のがれず、末代の凡夫能々慎むべ

一十 し

一一 退屈すべからざるにや。されども靈神の加護あれば皇子御願成

一二 就す、終に写經六百軸に佛舍利並に佛菩薩十六羅漢十六

一三 善神法誦常諦梵天四王等像及鈴杵闕伽の具を相副て

一四 六角の淨場に奉納供養をとげ深くこれを埋みて、慈尊の出世を

一五 期す。仍て弥勤寺と号す。その砌に惣社を建立して八幡大菩薩地

一六 主權現^{慈王}諷方南宮等を勧請して護法神と定む。今に

一七 三所權現と号す。宝龜九年八月十一日皇子手づから祭り始め

一八 紿ひしよりこの方、正月八月の祭祀未だ断絶せず。凡そ彼皇子一生修

一九 行の次第、天應入滅奇特等三善^{ミヨン}の為康拾遺往生伝に

二〇 具なり。その後、代をへて水尾の天皇臨幸の時、勝尾寺と改

二一 号すと同伝に見えた。般若の法味を神明納受し給ふ事古今此の如し。

二二 絵在之

二三 詞 園滿院二品親王御筆

三 桓武天皇の御宇、東夷安倍高丸暴惡の時、將軍坂の上の

三 田村丸延暦廿年^{己未}一月勅を奉じたまひて追討の為に山道をへて

三 奥州に下向。これ則ち、征夷大將軍の始なり。心中に祈願あり、伝

へ聞く

四 諏方大明神は東闕第一の軍神なり。^{トウクワーン}梟夷追討の為に鳳詔

三 云をかふりて素境に向ふ。神力にあらずは賊衆を誅しがたし、神

三 真鑑をたれて所願を成就し給へと祈誓して信州に至り給ひし時

三 伊那郡と諏方郡との境に大田切と云ふ所にて、先づ一騎の兵客

三 参会す。^{カチ}穀の葉の藍摺の水旱を着て鷹羽の箇矢を負ひ、葦

三 毛なる馬に乗りたり。將軍誰人ぞと問ひ給ふ。当國の住人なり、誠

に

四 官仕の志ありて参向すと兵客答ふ。只人にあらずと將軍

四 思ひたまひて、即ち先陣としてはるばる奥州へ趣^{おもむ}き給ふ。その間山

川所々にて

四 倉属多く化現す。官軍みな奇異の思ひをなして勇みあひけり。

三 絵在之

十段

一 四 將軍既に奥州の堺に入りて敵陣に向ひ、竊かに彼の高丸城^{高倉}

一 置内を伺ひ見給へば、後は碧巖により前は蒼海に向ひたり。左右は鉄

石

一 窒きひしく閉じて、人馬更に通りがたし。高丸かの城に閑籠^{とんろう}て軍兵

一 置又出門せず。官軍進退極まり秘計術を失ふ。仍て信州の兵客に事の

由を

一 五 談じ給ふ。兵客この間、聊か敵陣密通の子細ありて陣内を出でて城

一 門に向ふ。

一 六 官軍一面にこれをみれば、馬に鞭打ちて海上に望む時に分身して忽

一 七 騎の射手出現す。その行粧何れも々々一様なれば、主伴更に見えわ

かず

一 五 又黃衣の輩^片余人化現して各的を捧げて海上に走せちる。両

一 五 方の兵、不思議の思ひをなして騒ぎ立ちて、これをみれば流鏑馬^{ヤブサメ}の

射札^{シャレイ}なり

一 七 までの内にこいたれ手狭み三々九八的等五ヶ所にしてこれを射る。今

の世

一 九 まで二つの秘事、作り物などといへる事、これを始めとす。人

馬波をふみ

一 七 て沈まず、海上平にはしる。諏方の二字を趨^{スワ}波と書きけるはこの時

よりの

一 九 事なり。高丸怖畏の思ひをなして見にも出でざりけるを、城中の男

女一同に

一 一 事なり。高丸怖畏の思ひをなして見にも出でざりけるを、城中の男

女一同に

一 二 尽きぬと心得て頭をさし出して見けるを手挾のかふらは本より、御

矢数

一 三 たりければつと射入れ給ひけるにあやまたず、かりまたの手さき^一の眼にたちて

一 三 脳^(通)をとりたりければさかさまに海へをちぬ。その時黃衣の化人等

一 三 集りて頭をとりて兵客にたてまつる。鉾のさきにつらぬきてさしあげ給ひ

一 三 たれば官軍一同に勝時をつくる。その声天にもひゞくらんと覚へた

り

一 三 高丸が伴類これをみて怖畏のあまり声をあげ、手をつかねて帰降

一 三 す、又須叟^{しばし}の間に城郭もくづれ失す。神反不思議なれば將軍涙を

一 奉ながして神威を仰ぎ給ひ、士卒掌を合せて渴仰す。分身五騎

二 奉は十三所の王子。黄衣の雅楽は同じ眷属なり。今に至るまで大

三 祝的立て、雅楽の所役この例なるとかや。

四 絵在之

十一段

一 奉 安陪高丸が賊首を鉾につらぬきて神兵又田村將軍の

二 命 先陣をうちて帰洛す。程なく信濃國佐久郡と諏方郡との

三 境に至る。^(大)をほとまりと号す。彼の所にを^(越)いて神兵又神反を施し給

ふ。

四 例の葦毛の馬、地の上一丈ばかりあがり、装束冠帶に改まりて、我

は

五 これ諏方明神なり。王威を守らんが為に將軍に隨逐す。今既に賊首

六 齒を奉る。今更に上洛に及ばず、此の砌りに留まるべし。又遊奥の中

に畋獵

七 殊に甘心する所也と。將軍申して云く、神兵はこれ得通の人なり何

ぞ殺生の

八 罪業を好み給ふや。明神答へ給はく。倫に邪忌群萌を蕩して

九 殺生の猪鹿を利せん為に、眞如の境において、山海の辺に棲む也、

とて一巻の

十 記文今者号記文
尾崎尼出し給ひてかきけす様にうせ給ふ。將軍これを拝

一一 見して感涙を押へ、信力をこらして帰京の後天廳に達し、宣旨

一二 を下されて諏方郡の田畠山野各千町、毎年作稻八万

一三 四千束、彼の神事要脚ヨウキヤクにあておかる。それより以来一年中七十

一四 余日神事各四ヶ度付御狩獵并に百余箇度の饗膳今に退転

一五 なし。これ則ち、彼の將軍奏達の故なり。

一六 絵在之

十二段

一 金寅申の支干に當社造営あり。一国の貢税永代の課役桓

二 武の御宇に始まり。但し、遷宮の法則諸社にはことなり、もとよ

り古新

三 二社相並て断絶せず。仍て仮殿の煩なし。先年歲造替の新

四 八社は七廻の星霜を^(経)すれば天水これを洗ひ降露かはく事なし。

五 その時の古社は又新造の後七年送りて神座、又七年をふれば

六 前後支干一櫓十三年に当て撤却す。その跡に又新造を造

七 替して來寅の歳をまつ。かくの如く輪轉す。これ則ち、両社同末社

一同の

八 儀なり。されば後年曆に当れば初春より国司の目代巡役の官人を

九 大行事に差し定め、御符をきり、國中の要路に關をすへて神用

一〇 金を分配す。一國の人民諸道の工匠を集て經營す。氏人并に國中の

一一 貴賤、人屋の當作をなさず、料材を他国へ出さず、數十本の

一二 御柱上下の大木一本別、一二千人の力にて採用す。加ふるに元服

一三 婚嫁の礼、それ以てこれをとゞむ。違犯の者は必ず神罰をかう

一四 ぶる。垂跡已来越年の例なし。年内必ず造畢をとげて覆勘

一五 という啓白を申す事なり。

十三段

一〇一 嵐嶽天皇は當社明神の狩獵の事聊観旨にかゝりたり

一〇二 けるに、弘仁三年春の比、御靈夢あり。彼の社かと覺しき所に臨幸

一〇三 なる。社司の指南に任せて御覽すれば、魚肉を多くいかき外にかけ

一〇四 たり。上に普賢菩薩とかきたる金字の札を又かけ並べたり。本

一〇五 許願御願ひなくして御信仰深かりけるとかや。凡そ、仁明天皇の

一〇六 御宇、承和九年始めて五品の爵をさづけられて後、文德清和兩

二〇 朝、嘉祥貞觀の聖暦には別勅を当社に下されて一品三品の

二九 崇班に叙し、朱雀白川の御宇、天慶永保の明時には、又綸言を

三〇 天下に下されて、一階を諸神に授けられし。当社正一位に叙せらる

三一 この條々国史の所見分明なり。仍て正一位法性南宮大明神と号す。

代々

三三 聖主觀信左右に及ばざるをや、文治已來又東閥進上の地として武

三家崇敬、他に異なれば末代になりても靈験弥よ掲焉なり。

三四 絵在之

十四段

三五 伝教大師弘仁六年の秋、本願にもよをされて東国に向ひ功德を

三六 修し給ひしに、二千部の法花經を写して上野淨土院下野大慈院

三七 両国に塔を建てて、各八千巻を納めて長日の長講を始めらる。又當

國の

三八 大徳服膺して師資の儀をなして法花を弘められし時、信濃国

三九 大山寺の正智禪師上野国の千部經の知識に預りて二百部を

三〇 助写して送らんとする刻、一槽に七馬ありて物くわず、動かず寂と

三一 嘿として眼るが如くなり。かくて信宿をふる所に諷方大明神託宣

三二 して、我この千部經の知識に預からんためにこの恵を示すと云々、則ち

三三 明神千部經の知識に預け給ひて後、七馬本の如くして羸瘦せ

三四 すとみえたり。この事伝教大師伝、并に祖師行業記(智證大師)のせ

三五 られたるをや、尊神大師の值遇法花結縁にことなりし御事たり。

三六 絵在之

十五段

三七 淳和天皇の御宇、天長十年のころ、慈覺大師大蘿山の古風を

三八 伝へて楞嚴院の幽洞にして如法如説の儀則をとゝのべて三年の

三九 星暦を送り一乗の写經をいたし給ひしに、山路往復の淨侶水

四五 梵訳四王を初て日月星宿諸天善神龍王八部並びに本朝大小

五六 諸神に至るまで書き連ねたり。文字歴然なり。その中四十番に當り

二〇 紙を迎送し樵夫禽獸の異類禪窓に徘徊の外音信なき

二一 処に諷方明神霧中に影向ありてこの法を守り給ひき。則ち、良正

二二 阿闍梨が勧請三十番神に連ね奉て今世にも伝はれり。

二三 されば当社には本地普賢大士を安置し、如法写經の薰修

二四 最中不斷の勤行にすとなり。

二五 絵在之

十六段

二六 大原の本願良忍上人は觀山の学侶、顯密の碩徳なり。尚を、隱

二七 遁修禪の願ありて一千日間無動寺に参籠し、廿三歳にして

二八 終に三千の交衆を辞し、一字の草庵を結びて大原の別所に籠

二九 居して廿四ヶ年が間常坐三昧に入り、昼夜の觀念おこたら

二一 ず、されば他心通などもありけるやらん、不思議多かりけり。崇

國の
德院

二二 の御宇、上人四十六歳の時、幻化の中に弥陀の示誨を蒙りて始めて

二三 聚落に出づ。天治元年六月九日より融通念佛の勧進を

二四 致す。上一人より下万民に至るまで普くこの名帳に入りけり。ある

二五 時青衣の僧庵室の前に化現して自ら名帳を書き、忽然として

二六 雪形をかくす。披見の處に鞍馬寺の毗沙門天王の影向と見へたり。

二七 絵在之

十七段

二八 天承元年四月四日、上人かの寺へ詣じて終夜念佛す。寅の一點に

二九 天王又現じて上人に謁してのたまはく、先日名帳に入りて後汝を

三〇 覆護る事影の形に随ふが如し。この名帳を本帳に加へて上人の前に

三一 差し置き給へり。心神夢の覚るが如くして眼前に一巻の書あり。披

見すれば

て

云々 広田西宮諷方南宮部類眷属各百反と載せられたり。正に毘

云々 沙門天王の授より良忠^(ゑ)上人祈得の事なりけり。彼の上人一生の行儀

終焉の

云々 奇特、委くは大原の伝記に見えたり。当社は仏法值遇の靈神旁類ひ
云々 なきをや。

云々 絵在之 延文元年^{丙申}十一月廿八日

云々 同縁起第四 絵隆盛

云々 詞 青蓮院一品尊道御筆

十八段

云々 白河院の御宇、大祝神為信^(ノフ)存日に長男神太

云々 為仲を当職に立てて社務を執行しけるに、八幡太郎義家

云々 の誘引によりて上洛の企あり。当職の仁、郡内を出でざるも垂跡

云々 已來の流例なり。然る不可由父為信しきりに教訓を加ふと云へども承

引

云々 せず、既に約諾^(タガ)の上は今さら悔^(カイ)に及ばずとて上洛しけるに一ノ鳥

云々 居の前より始めて引馬ども病み臥して郡の境大田切に至^(いたる)まで

云々 七疋^(イシ)斃ければ、一族徒人猶諷諫^(ふうかん)すと云へども父の命に隨わず

云々 して宮中を出ぬ。誰人の教えにか留まるべき、若し神慮に背かば

云々 我身命終るべしとて登りけり。生者必滅の業報しからしむと

云々 云へども和光利物の方便猶はかりがたき物をや。

云々 絵在之

云々 さて美濃国の遠田庄芝原と云ふ所に至る。新羅三郎義

云々 光号刑部、召請して酒宴ありけり。雙六をうちけるに不

云々 慮に賽論出来て忽に鬪^(トコ)及び両方多く友亡し疵^(キズ)を

云々 かぶる者の数を知らず。賓主の諍^(イサカ)ひなれば為仲は理を得ずして

云々 遂に自害し侍りけり。臨時の災難偏へに神罰の至す所なり。弘仁

云々 神祇格を見るに掃社敬神、鎖禍致福、今聞神宮司等、

云々 一任終身、侮黷^(ホトク)不敬、崇咎屢臻、宜しく自今已後^(ケン)間^(アライエラフ)押

云々 彼氏之中、潔清廉貞、堪神主者、補任限以六年相

云々 替^(シカ)云々。当職者生得譜代なれば誠に任限のさたに及ばず、然^(シカ)

云々 らば弥よ旬日の神事を専らにして、朝夕の進退を慎^(シム)べきに神体の
云々 号にほこりて、重禁をも犯し、父の命をも背きけるは不思議の

云々 事なり。若し又、末代後昆^(コウコン)の禁にや有けん、神慮おぼつかなし。

云々 絵在之

二十段

云々 京都には八幡太郎折節与州禪門の前にて仏事聴聞

云々 ありける所へ、この事聞へければ驚きて座をたつ。顔色忽にかわり

云々 大に嗔忿を発する体なり。眉毛まつ毛みな逆立ちす。与州禪門

云々 見驚て使者を立てて、事の子細を尋ねらるゝ所に義光が為に

云々 為仲を討^(チカラ)せさせぬ。生涯の遺恨なり。その跡救わば後進の

云々 勇士豈に我をたのまむや。早く濃州に下向して義光が所存

云々 を相尋ぬべしと申されければ當座臨時（の）喧嘩、兼日の宿意に

云々 あらず、あえてその恨みを残すべからず、然れども所當の罪科

云々 速に糺行すべし、兄弟の確執^(クワク)は他人の嘲弄なり。暫くいきど

云々 ほりをやむべき由、再往諷諫の間、義家力及ばず數輩の

云々 下手人を誅し、彼の地を神領に付けらる。為仲が子息の神

云々 五郎為盛、子孫多しと云へども神職をつがず、神慮尤恐るべし。

云々 その後為仲が弟為繼^(サハ)当職に立つ。三日へて頓死。又その

云々 弟為次^(三男)を立つ。七箇日にて死す。当社三日祝、七日

云々 祝と号するは則ち、この事なり。父祖たりと云へども讓補^(シヤウホ)自專せ

云々 ざる謂也。仍て、四男為貞を立つ。当職相伝、神慮納受、余

云々 脣十余代と云ふに相続す。当家の輩、長子の外四男を賞^(シヤウカン)観

云々 すと云ふは即ちこの例なり。神職の止^(とどむ)ことなき。凡慮の及ぶ所にあ

らざるべし。

三〇 絵在之

二十一段

- 三三 下宮祝金刺盛澄は弓馬の芸能古今に比類なし。神に
三四 通じけるにや。異朝の養由が跡を学びて柳葉百歩の勢百
四五 発百中のわざ、昔の伝を見るが如し。三々九八的手抜こいた
五六 れかと云ふ作り物は垂跡の神變なり。かくの如き奇特も射始めたり。
五七 希代不思議の達人なり。木曾冠者義仲を智に取りて女子
五八 ひとり出生して親子の契約あさからず。されば寿永式年夏の
五九 ころ北国へも相ぐして、毎度の合戦に高名して越中の阿努と
六〇 云ふ所まで隨逐したりけるが、手塚の太郎光盛はをとゝを留置て
六一 両社御射山神事のために帰国したりけり。義仲誅伐の後、右
六二 幕下^{頼朝}いきどほり深く、彼の盛澄を召出して梶原平三
六三 景時に預け置て死刑に定ぬ。関東の侍共彼の所作を見んと願
六四 事渴に望みて水を求めるが如し。景時いかにもして申し助け
六五 むと思ひてかゝる弓矢の上手を召しつかはれ候はで、失はれ候はん
事
六六 をしく覚へ候と申しければ、さればこそそれを敵になしてをかん事
六七 有ま^{ある} じけれとて御氣色あしかりければ、さ候はゞとてもうせ候はんとず
六八 物を召出して芸能を御らんせられて切り候はばやと侍共一
六九 同に申し候なりと申しければ、さらばとて召出さる。諸国の侍上下
諸
七〇 人群集見物す。紅の水干に弓手の袖の裏に月日を出して
七一 折鳥帽子を着して参りたり。先づ八的を仕つれと仰られて
七二 めてのらちをこゆるくせ馬を下さる。梶原が命を得て舍人^{ひそか}に
三三 ^{右毛} ^(絆) ^(絆) 同先非をなだめられば何ぞ後昆の勇をなさざらんやと申、やさしく
- 三三 このくせを授けて渡たまふ。盛澄心得て乗りたり。一度もとほさ
三四 りけれどもすこしもこのくせ見せずして、はたゞと射てとほりた
り。不思
三五 議の事と思食て、今一度仕るべしと仰せ下さる。的を用意せず
三六 と申たりければ、その的のわれを仕つれと仰せあり、貴命に隨て重
ねて
三七 これを射るに一つもはづれず、幕下を始て諸人感嘆せずと云ふ事
三八 なし。又串を仕れと仰せらる。御氣色の趣とても助かるべからず。
三九 弓箭に疵をつけても生涯の恨なりと盛澄思ひ切りて堅く辞退
四〇 し侍りければ、今ははづれたりとも何かは苦しかるべき、争か直の
仰せをば
四一 背くべき。只仕まつれと、景時あながちに勇ければ、心中に祈念の
旨
四二 有りて奇瑞現前す。仍てかりまたをねぢまわして又打ち出し、串を
ふつく
四三 とい切てとをす。貴賤上下ののめきあへり。しばしはどよみやます。
串
四四 を召し出して御覽すれば、上五寸計り切れて残る寸法同じ。その時
人
四五 力の及ぶ所に非ず、併神職の故なりと右幕下信仰おこりけるにや、
四五 切てくれたかりつる物をと二度まで仰せられてつひに免許有けり。
四七 絵在之
一一二段
四五 その後当國より義仲被官の族六十余人同時に召上せられたり
五九 けるをも盛澄が重科なほ厚免あり。況やこれ等は皆我等が
西四 徒党なり。
西一 同先非をなだめられば何ぞ後昆の勇をなさざらんやと申、やさしく

三西 申し上げ給ふ、理なりとて悉く赦免ありければ、同道して下向し侍りけり。

三西 景時が行跡カウゼキこれ程の仁徳なしとて時の人一同に悦びあへり。これ併ら

三西 当社の神驗かたじけなしと申しける、されば諷方下宮上座の

三西 堂と申す所に景時が墓をたて、今に及ぶまで彼の跡をとぶらふと

三西 なん禽獸に致るまで恩徳をむくふ心ざしあり。何ぞ況んや、人倫をや。

三西 順逆の結縁、現当の化導、本誓誠に相応ぜるにや。

三西 絵在之

二十三段

三西 承久武年冬、湖水の御渡みわた違例せり見礼諸人恠しと思ふ処に

三西 同三年五月、天下の大乱起りて都鄙軍旅を馳せとゝのふ、

三西 関東には左京権大夫平義時朝臣諸国を相催す事有り。

三西 信濃國その専一なり。神氏の一族各相談じて云ふ、当社大祝は

三西 これを神体として崇敬異他の重職なり。仍て当職の間は郡内を

三西 出る事なし。況や他国をや。潔斎サイ厳重にしてかつて人馬の血

三西 肉に觸れず。将来この職を相続すべき類ひは豫能く其身を慎み來

た

三西 れり。されば保元平治の逆乱、寿永養和の征伐にも庶子親類

三西 を遣き。所謂祢津神平貞直、千野六郎光弘、藤沢

三西 次郎清親等これなり。今度は君臣の争ひ上下の鬭ひなり。天心測

三西 がたし。宜しく冥鑒ミヤクジンを仰ぐべしとて、時の祝敦信大明神宝前にし

て

三西 可否をト筮しけるに、速に発向すべき神判あり。疑殆立所に

三西 解て、長男小太郎信重ノブシゲに一族家人の勇士等相副て發遣

三西 せしむ。神氏の正嫡自戦場に臨む事、これ最初なるべし。時に宮

三西 鳥数百前陣に飛行けるを見て士卒皆渴仰の思ひをなせり。かくて尾張の国葉栗原に到ぬればその勢三千餘騎

三西 なり。美濃国大井戸と云ふ所に着ぬ。又この間日をふる。五月雨

三西 猶晴間なくしてこの境の大河漲出ミナキリにけり。波瀾両岸に溢ミチ

三西 て浅深すべて弁へがたし。向ひの岸には西軍数千陣を張り鎌を

三西 調て待かけたり。軍士暫く佇立する処に、例の瑞鳥千萬

三西 翼、兵馬の前を數遍飛ヒヨまわりて、敵陣の背後を囲まん毛マツとする勢をなしてくだり、瀬に飛渡りければ大勢の鳥の飛ヒバトに隨ひて

三西 同時に河へ打入たり。古老の村氏ムラウチだに未だ知ざる浅瀬なり。

三西 大軍一騎もおくれず着岸す。敵軍後をたゝれじと一戦に

三西 及ず干戈クワを捨てて、乗馬を離ハナレて退散しぬ。これ東山道の

三西 前陣なり。それより入洛の日に至まで度々の戦功抜群なりしかば

三西 後日に義時朝臣書札を敦信祝に送りて勲功クンコウを褒美ホウビし

三西 神驗を感嘆す。委細の趣書載すに及ばず、彼の状今に相伝せりとぞ

三西 聞ゆる。然間抽賞傍諭カタカタにこそ、名譽當時に盛なり。その後

三西 神家の輩多く西国北国に居住し、後胤なを相続せり。豈に

三西 皆かの時恩賞の地なるべし。凡そ我神三韓征罰ハグの義意、未だ忘

三西 れたまはざれば、神氏武勲の業、永世相承けて左右にあたわざる者か。